

主食持込配給の即時實行

第一回輿論公聴會終る

小野知事就任以來の縣案である縣民との直結をはかるため、先づ第一回の試みとして現下の食糧問題について九月六日の輿論公聴會を縣廳で開催した。各地方より集集する者約三百名、三時間半に亘つて膝を交へ意見の交換を行つた。

縣民は今食糧不足に當面して如何なる生活を望むか又如何なる要求をもつてゐるかを聞き食糧政策に善處せんとするものであつたのである。

先づ小野知事の挨拶があつて永井食糧部長より現下の食糧事情に就いて説明し意見の開陳に移つた。

主な意見としては、食糧營團並に製造加工業者に対する注文が最も多く今後營團並に特に加工業者は窓口の改善運配を少くする爲に迅速な

完全量の（水を含めたり精白度の低いのや粕を混合せぬ様）適正持込配給を許される範圍内に於て違守せねばならない食糧供出の技術面に於いて、二十一年産米の供出割當は種々の事情で遅れたので供出に暗い影を投じた、本年度はなるべく早く生産量を確實に把握し公平適切な割當をして代替供出等は消費者が困る事を考へ最少限にすべきである

取締と食糧出廻りについて、特に生鮮魚は漁場で腐敗する位なのに取締りの爲消費地へは充分届かぬため此の邊も考慮せねばならぬと又トロール船等無許可の船は入港すると都合が悪いので大阪方面又は漁場の

沖で圍取りをして居るらしいが近く之等を取締り縣内に魚が出廻り動物性蛋白質の確保に努力せねばならない

今回の出席者を大別すると左記の通りである

性別	年令別	職業	地域別
男八五%	三〇才以下 四〇%	重労働者 六五%	市内 六〇%
女一五%	三〇才以上 六〇%	輕労働者 三五%	郡部 四〇%

一里の坂道を担ひ水

紀北穀倉の早害甚大

本年は稀な早天続きで、焦れる意雨は九月初伊那一帶の穀倉は水稲旬になつても姿を見せず穀倉の枯死状態面積は伊那三四九町歩那賀の早害に苦しむ紀北地方をみるにつけてもこの際徹底した永久治水の策を講じなければならぬと小野知事は九月八九日の兩日伊那の兩郡を詳細に視察慰問激勵を兼ねたの通りである。

ね現地での對策懇談を行つた。今や伊那の農家の大半は過勞に陥り病人續出し飲料水にも事欠く程である。

枯死状態 減收豫想

別種 作付反別

那賀 四、八五町 二、三〇町 三、九〇町 一、四〇町 二、六町 一、五五町

(岡本記)

特別漁業税
許可一件につき年税千圓 八百圓

機船底曳網 同 二百五十圓

機船巾着網 同 二百五十圓

手線網旋網延繩 同 二百圓

潜水器漁業 同 二百圓

その他の漁業 同 五十圓

一時税水揚價格の千分の十

紀北穀倉の早害甚大

一里の坂道を担ひ水

ね現地での對策懇談を行つた。今や伊那の農家の大半は過勞に陥り病人續出し飲料水にも事欠く程である。

特別漁業税

許可一件につき年税千圓 八百圓

機船底曳網 同 二百五十圓

機船巾着網 同 二百五十圓

手線網旋網延繩 同 二百圓

潜水器漁業 同 二百圓

その他の漁業 同 五十圓

一時税水揚價格の千分の十

紀北穀倉の早害甚大

一里の坂道を担ひ水

ね現地での對策懇談を行つた。今や伊那の農家の大半は過勞に陥り病人續出し飲料水にも事欠く程である。

和歌山縣食糧營團

祝 創 刊

和歌山縣水産業會

祝 創 刊

一元軍用地等の拂下方法に就て

▲本紙は縣民皆様の新聞です

▲論文、隨筆、意見等如何なるものをも歡迎致します

▲従新氏名職業明記、紙上匿名自由

迎致します

一元軍用地等の拂下方法に就て

元軍用地等は現在の借とを切望す尚現在の右地人に拂下けるとの説あり然るに該用地貸下當時の状況は多くは甚だ公正を欠き町會長農會町長等取扱者の專横不正なる處置により決定したることは一般の熟知し憤慨する所なり一方傷痍軍人及戦死者の遺家族中には敗戦の結果と云ひ乍ら誠氣の毒なる状態にあるもの尠からず故に右土地拂下の場合にはこれ等傷痍軍人や戦死者の遺家族中希望者に對し其實状精査の上公正なる方法により拂下げることに當り然る程當然にして又我等の義務なりと信ず若し現行規則が現借地人に拂下げることに定めあるならば速に之を改正するの處置をこるべきことには勿論なり時機を失せず善處せられんことを

一元軍用地等の拂下方法に就て

元軍用地等は現在の借とを切望す尚現在の右地人に拂下けるとの説あり然るに該用地貸下當時の状況は多くは甚だ公正を欠き町會長農會町長等取扱者の專横不正なる處置により決定したることは一般の熟知し憤慨する所なり一方傷痍軍人及戦死者の遺家族中には敗戦の結果と云ひ乍ら誠氣の毒なる状態にあるもの尠からず故に右土地拂下の場合にはこれ等傷痍軍人や戦死者の遺家族中希望者に對し其實状精査の上公正なる方法により拂下げることに當り然る程當然にして又我等の義務なりと信ず若し現行規則が現借地人に拂下げることに定めあるならば速に之を改正するの處置をこるべきことには勿論なり時機を失せず善處せられんことを

一元軍用地等の拂下方法に就て

元軍用地等は現在の借とを切望す尚現在の右地人に拂下けるとの説あり然るに該用地貸下當時の状況は多くは甚だ公正を欠き町會長農會町長等取扱者の專横不正なる處置により決定したることは一般の熟知し憤慨する所なり一方傷痍軍人及戦死者の遺家族中には敗戦の結果と云ひ乍ら誠氣の毒なる状態にあるもの尠からず故に右土地拂下の場合にはこれ等傷痍軍人や戦死者の遺家族中希望者に對し其實状精査の上公正なる方法により拂下げることに當り然る程當然にして又我等の義務なりと信ず若し現行規則が現借地人に拂下げることに定めあるならば速に之を改正するの處置をこるべきことには勿論なり時機を失せず善處せられんことを

和歌山縣農業會

祝 創 刊